

第8回公的統計品質向上のための特別検討チーム会合 議事概要

1 日 時 令和4年7月22日（金）15:30～17:48

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、椿 広計

【臨時委員】

清水 千弘、篠 恭彦

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

下野 僚子、鈴木和幸、鈴木 督久

【審議協力者（各省等）】

総務省統計局統計調査部：岩佐部長

独立行政法人統計センター情報システム部：伊藤次長

【説明者】

（内閣官房）

行政改革推進本部事務局：山形参事官

（事務局）

統計委員会担当室：上田次長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官、北原大臣官房付

統計委員会担当室：萩野室長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、稲垣統計企画管理官、長嶺統計審査官

4 議 事

（1）統計分析審査官について

（2）「公的統計の総合的品質向上に向けて（仮称）」（案）のとりまとめに向けて

（3）その他

5 議事概要

冒頭、座長から今後の審議の進め方について、次のとおり発言があった。

◆ 統計委員会では、第Ⅳ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」の審議が始まっており、現在、特別検討チームで検討している対策はこの基本的計画へ組み込む必要があることを踏まえ、椿委員長と相談し、報告書は、8月上旬に取りまとめる必要があると考えている。

- ◆ また、報告書は統計委員会の建議にすることが良いと考えており、そのため、統計委員会の意見も反映する必要があることから、7月の統計委員会に、本日の審議状況も含めて、とりまとめの方向性を説明・報告し、統計委員会の意見を聴取する。
- ◆ 統計委員会の意見を踏まえ、8月上旬に会合を開催し、その場で報告書の案を審議し、必要な修正をした上で、8月上旬に統計委員会を開催し、報告書について確認いただき、建議として議決を求める予定としている。

(1) 統計分析審査官について

事務局から資料1-1「リソース関係の意見の整理」について説明が行われ、関連して、前回の会合終了後に、構成員から「農林水産省のように、統計分析審査官が統計の品質管理活動を担うことはできないか」との提案ありその趣旨について説明が行われた。続いて、内閣官房から資料1-2「統計分析審査官の現状と課題（内閣官房提出資料）」について説明が行われた。また、事務局から現在取りまとめ中の点検・確認結果において各府省から提出された、「PDCAサイクルの定着に向けた体制に関する意見」や「統計分析審査官に関する意見」が紹介された。

◆ 構成員からの提案の趣旨

PDCAサイクルのP（プラン）だけではなく、C（チェック）、A（アクション）、P（プラン）を担い、全員参加のD（ドゥ）を行っていく品質管理活動は、各府省で行っていくことが大前提となる。これを支援する担い手が必要であるが、国土交通省では統計分析審査官が機能してなかったことが報告されていた、一方、農林水産省では、統計分析審査官が分析的審査のみならず品質管理的な活動を担っており成功している。

前回の審議において、各府省で品質管理を支える、企業でいえばTQM（Total Quality Management：総合的品質管理）の推進を担うトップを助け、支える層が必要との意見が多く出された。その場合には農林水産省のように統計分析審査官が品質管理をきちんと担うことが一つのアイデアになるのではないかと考えられる。その観点で現行の仕組みを変更し、統計分析審査官が統計の品質管理の活動を担うことができる制度としてはどうか提案した。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 提案のあった統計分析審査官の持続的活用については賛同する。これについて、資料1-2において、統計分析審査官は令和6年度までの時限措置とされているが、このままでは令和7年度以降、統計分析審査官がいなくなることを懸念する。統計分析審査官が今後、統計の品質管理について中核的な役割を担うこととし、体制を見直して配置期間を延長することを提案してはどうか。また、統計分析審査官の約2割は統計業務経験がなく配置されていることが今回の点検でわかった。このために、統計分析審査官に着実に研修受講と資格取得を行わせることと、外部の有識者がアドバイザーとして支援すること、さらに統計分析審査官を統計研究研修所に兼務させ、必要なときに気軽にアドバイスを受けられるようにすれば、統計分析審査官も多様な課題に対応できると思う。
- ・ 意見が3点ある。一つ目は、品質に関わる専門家を置く、統計分析審査官の役割を強めるという提案に賛成する。成功しているケースは、個人の思いで成立してい

る部分もあるのではないかと考えられるので、今後、どんな役割を付与するのか整理する必要がある。二つ目は、他の構成員の発言にあったように、どうすればよいか分からない状況で配置されても役割を果たせるように統計分析審査官をフォローする体制が必要である。三つ目は、資料2-3の【4】個別の対策の中で、統計幹事が品質管理の責任を持つとの記載がある8ページの1のiv)について、統計幹事と統計分析審査官の役割分担の明確化とお互いのフォローの仕方を記述する必要がある。

- ・ 統計分析審査官が統計の品質管理活動を担う提案に賛成する。これまでの私の経験を踏まえると、内閣府や農林水産省では公的統計に関する専門的な能力がある人材を育成する組織風土があるが、一方、そうではない府省もある。政府全体として統計分析審査官の資質を平準化する必要があり、例えば、統計のポストが少ない府省については、他府省に出向してOJTを行う、又は、他府省から専門人材を派遣するなどの体制を作るべきではないか。また、各府省の職員が学識経験者に相談するには、職員にも一定の能力がないと気軽に相談することは難しいし、相談に対応する学識経験者も負担になるため、例えば、統計分析審査官を統計研究研修所に置き、研修することで育成するとともに、同研修所の専門家や学識経験者のアドバイスを気軽に受けられる環境を整えることで、統計分析審査官を集中的に育成することができるようになる。併せて、このための中核となる同研修所の機能強化も図る必要があると考える。
 - ・ 提案に賛成である。例えば、企業の場合、TQMを推進していく時に、現場での推進を担うTQM推進室長が重要になる。統計の品質管理の推進においても推進を担う中核的な人材が必要となるので、統計分析審査官が統計の品質管理の活動を担うことは賛成である。統計分析審査官会議という形で府省間を横串にすることは重要で、そのことにより、ベストプラクティスを横展開することは難しいことではないと考えるので、是非実施に向けて検討していただきたい。また、PDCAサイクルのパフォーマンスを良くするには専門知識が必要なので、どういう体制にするか検討していただきたい。
- 座長による議論の整理は以下のとおりであり、引き続き、事務局と相談しながら、報告書（案）の整理をしていくこととなった。
- ◆ 提案があった統計分析審査官の役割を全体的な総合的な品質管理の推進の役割も担わせる方向については、賛同いただいた。
 - ◆ そして、品質管理に携わる人材を確保することが必要で、人材がどういう人かという統計分析審査官を中核とすることになるが、これは品質管理全般の中核となるようにしていくので、役割の明確化も含めて体制を作っていくことが必要となる。
 - ◆ それを支えるための人材をどう確保するかは、まず、人材の育成、確保については、府省横断的にレベルが平準化するように、遅れているところのレベルを引き上げる努力が必要となる。
 - ◆ それについては、各府省で適切と思われる人材をリストアップして、集めて、統計研究研修所の場を通じて中長期的に育成していく。また、そこでは研修の充実、品質マネジメントの優良事例を共有するあるいは人事交流を行うなど研さんしていくことになる。

◆ 統計分析審査官にはサポートが必要という意見があった。専門家や有識者のアドバイスが受けられるように、また、総務省の専門部署からのアドバイスを受けられるようにするとともに、総務省、統計研究研修所自体も専門家のアドバイスを受けられるように連携の体制も必要となる。

○ 構成員からの意見、座長による議論の整理を踏まえ、総務省統計局から「統計研究研修所で相談業務を始めているが、人材が不足というところもある。本日はいただいたいろいろなご意見を踏まえ、引き続き、総務省統計局としても努力していく。」旨の発言があった。

○ また、資料1-1や本日の議論を踏まえ、座長が改めてリソース全体について整理した内容は以下とおりであり、引き続き、事務局と相談しながら、報告書（案）の整理をしていくこととなった。

◆ 各府省にPDCAサイクルを支える体制の整備が必要となる。これは統計分析審査官の審議で確認した。

◆ 各府省のPDCAサイクルの運営を支援する専門家・学識者等のアドバイザーや顧問が必要となる。これは、統計分析審査官の取組みとも関係するが、総務省に措置することが必要となる。

◆ 総務省はPDCAサイクル以外にも相談対応があるので、この相談対応や研修を充実させるため、専門家・学識者等のアドバイザーや顧問が必要となる。

◆ デジタル化の取組みに関係する、予算等のリソース措置がこの取組みを進める総務省や統計センターに必要なことになる。

◆ 総務省側の統計作成プロセス診断の体制、ガイドブックの体制について、これは専任体制との意見もあった。これについて事務局と相談したが、これらは兼務体制で、内部努力で対応し、優先度が高い、PDCAサイクル等の相談のアドバイザー対応、デジタル化対応、統計審査官室と統計研究研修所の体制強化を優先したいとのことなので、そのように対応することとしたい。

(2) 「公的統計の総合的品質向上に向けて（仮称）」（案）のとりまとめに向けて

冒頭、座長から、本日の資料について、①点検・確認のとりまとめの進捗状況については、7月5日の前回会合で、事務局から、点検・確認票の内容確認と、各府省と直接の面談を通じた問題意識の共有等と行っているところ、と報告していただいたが、現在も点検結果について精査中であること、また、②報告書も事務局と私で詰めの作業を行っているが、リソース関係の対策は、本日も議論をしたところであること等から、本日は、報告書の構成（案）と、これまでに整理ができた対策部分と点検・確認の結果について資料として示される旨の説明があった。

ア 報告書の構成と前半部分の骨子について

事務局から資料2-1「公的統計の総合的品質向上に向けて（仮称）（構成案）」について説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 資料 2-1 の骨子のⅢの 1 のリスクは①～⑥までの 6 つのリスクが記載されているが、資料 2-3 のⅢでは①～⑦までの 7 つが記載されている。どちらが正しいのか。
→ 資料 2-3 の方が正しいので、資料 2-1 を修正する。

○ 委員等から特段の意見はなく、報告書はこの構成で進めていくこととなった。

イ 対策部分について

(ア) 対策部分の考え方

事務局から、資料 2-3 「報告書のとりまとめに向けて」の【1】～【3】（1 ページ～7 ページ）の説明を行った。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 1 点目は、4 ページ 3 の対策の〈注意するリスク〉に「②統計作成プロセスの一部を変更する際に別のプロセスと不整合が生じるリスク」が含まれるのではないかと考える。地方公共団体や民間事業者は独自のマニュアルを持っている可能性があり、そこまで確認する必要がある。2 点目は、6 ページ 7 の対策の【なぜ、・・・】の最後の行「e-Stat がより便利で使いやすいものとなるよう機能の充実を図る。」は対策であって、必要性の文書の形式ではない。修文するとすれば、「さらに、統計ユーザーに統計をこれまで以上に活用してもらうことで、統計ユーザーから改善のヒントなる情報もフィードバックされることが期待できることから、利用面でのデジタル化の推進と改善が必要である。」としてはどうかと思う。e-Stat の記述は、取り組むべき具体的な対策として、【4】の 21 ページの 7 の対策に記述されている内容で対応しているのではないかと思う。
→ ご意見は見直しに活用したいと思う。

- ・ 変更要請ではないが、背景とか考えていたことについて、もう一度、述べておきたい。1 点目は、5 ページの 5 の対策について、国のみで調査を実施する場合と地方公共団体、民間事業者経由で実施する場合があるが、実際の業務を行うと、スタート時に使用しているマニュアルに記述していないことが起きることが常にある。重要なことは、ある対応を決めたら、必要な事項を次回のマニュアルに反映すること。実査をやっていると、必ずしも十分に対応できていないが、特に統計に影響するような事態は、次の統計に活かすことが重要であり、このことを対策に盛り込んでいただいたことに感謝する。2 点目は、今回の報告書では遅延調査票の取扱いが 1 つのメインテーマであるが、別の観点からみると、基幹統計調査においても 100% 調査票を回収できていないのが実態であり、これまであまり明示していなかった。100% 回収することを前提にすると、実態と前提が乖離して、場合によっては事故になることもあったが、実態を踏まえて適切に対処していくことが重要だと思う。

- ・ 報告書のとりまとめに向けて【3】は、統計部局の幹部に読んでもらうことを主眼としているのであれば、例えば3ページの「・・・を業務マニュアルとして可視化して関係者が共有する・・・」の関係者に「管理職」を入れておく必要がある。また、対策の項目の並び順については、例えば1の対策の「業務マニュアル」の後に5の対策の「業務マニュアルの記載のない事態」を置くなど、項目の趣旨や関係性が分かりやすくなるように並び順の変更も検討するという進めていただきたい。
- 分かりやすいかという観点から、今の御意見を踏まえて考えていきたいと思う。
- ・ デジタル化は各対策を有効に行う上で重要でかつこれだけデジタル技術が進展した現状では必須であるが、デジタル化の実現については、一朝一夕になし得るものでもない。予算の確保や、実際に業務にどう浸透させるのか、また、単にデジタルツールを用意するだけでなく、それを現場でどう活かしていくのかという計画をしっかり立てて、デジタル化の果実を享受できるような進め方にしてほしい。
- ・ 対策案の中で、どのリスクにどの対策が対応しているかについて、気になったところが2点ある。5ページの5の対策について、〈注意するリスク〉として⑦のリスクのみが記載されているが、他に注意するリスクがあるのではないかと思う。例えば、そもそも統計作成プロセスはとても複雑で、ヒューマンリスクやヒューマンエラーを起こしやすいプロセスなので①のヒューマンエラーが発生するリスクや、業務マニュアルにない事態が生じプロセスの一部を変更すると副作用として他のプロセスに影響が及ぶ可能性もあるので②の不整合を起こすリスク、があると考えられ、本項目は①、②のリスクにも対応しているのではないかと思う。また、6の対策の遅延調査票の取扱いについては、期日までに回答できないという①のヒューマンエラーにも対応できるのではないかと思う。このように、⑦のリスクだけではない部分も関連していると思う。
- 様々なリスクが相互に微妙に関連している。今の御意見を踏まえて考えていきたいと思う。
- ・ 先ほど他の構成員から3ページの【なぜ、・・・】の上から2つめの黒ポツの4行目「スケジュールなどを業務マニュアルとして可視化して関係者が共有する」について指摘があったことに関係するが、業務マニュアルを関係者が共有する部分については、17ページの表5-1において、管理職も一緒に業務マニュアルを確認するという項目があり、本件は管理職が課題等をしっかり把握することに関連しているので、17ページの表5-1も参照できるようにすればよいと考える。報告書のアプローチとしては、最初に現状把握をし、こういう問題点がありましたというデータを示して、その結果としてこういう考え方で対策を行う、としたほうが、納得してもらえと思う。このように関連するデータが参照できるよう工夫すれば、更に良くなるように思う。
- 説得力があるように事実としてこういうことがあるので、なおさら対策が大事だと分かる記載に工夫してみたい。
- ・ 先ほど、事務局から【3】はトップやミドルマネジメントに認識していただくことを主眼とする事項との説明があった。そうすると10の対策は3つに分類できる。その内容は、①トップマネジメントによる品質管理、PDCAサイクル確立によるリスクの抑止、変更管理、②組織内のコミュニケーションをよくして、

誤り発生時対応、誤り防止、③ヒューマンエラー防止のための人間系業務のDX化である。

トップの役割が8の対策に記載されているが、そこにはリスクが関わることがあった上で、トップがやるべきことを、i)品質管理を実施しPDCAサイクルを確立、ii)PDCAサイクルを確立するということは、システム、マニュアルで行っていく、iii)マニュアルを変更する、業務を変更する時に何をすべきなのか、iv)そもそもマニュアルがないときに何をすべきなのか、v)特別な場合として、遅延調査票という非定常業務がでてきたときに何をしなければならないか、vi)トップが品質の問題をそれ自体は悪ではないがどうするか、そこは③、④のリスクが関係し、③のリスクも非常に今回の誤りに関係しているのではないかということで、コミュニケーションで風通しをよくすることに繋がる、vii)人間系でやることをDX化するなど、のようなことに粒度として落とし込んでいく。これらを【3】でトップに認識してもらおうとしたら、そういうものを意識して、要素・項目は非常にいいものが集まっているので、時間が限られたなかで考えていただければと思う。

→ マネジメント能力を向上させる場合、言葉が先行し、中身がなく、ピンと来ないことが多いと思うが、品質管理を実施し、そのサイクルを回していく仕組みをつくる、コミュニケーションを改善する、そして、ヒューマンエラーの防止策としてのDX化の仕組みを作っていくことがトップマネジメントの役割であると分かるようにどう記述するかということだと思う。

(イ) 対策の1～3

事務局から資料2-2「これまでの会合で整理してきた意見について」、2-3「報告書のとりまとめに向けて」【4】を用いて、対策の1～3の説明を行った。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 12ページの2の対策について、総務省がガイドブックに変更管理の手法や事例を掲載することとしているが、変更の場合、各府省は、当該変更は統計委員会での審議が必要なのか否かを気にして、なるべく変更しないようにという抑制的な意識になってはいけない。統計を改善するために必要な変更があるので、このような事項をガイドブックに記載することは重要であると認識している。14ページの3の対策について、【個々の取組みの必要性等】のなお書き「なお、意思疎通、意見交換を行うに当たっては、それぞれの立場、責任分担関係等を十分に踏まえて対応することが重要である。」の「責任分担関係」という記述は極めて重要である。誤りの発見及びその対応について、国と地方公共団体、国と民間事業者での役割分担や責任の所在を明確化することで、よりよいリスクマネジメントができると思う。そこで、「3地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通の確保」というタイトルに「よりよい役割分担のための十分な意思疎通」や「目的意識の共有をはかるための十分な意思疎通」など、「十分な意思疎通の確保」が必要であることの趣旨を加えてはどうかと考える。

→ どのような文言を追加するか検討させていただきたいと思う。

- ・ 修正ではないが、マニュアルの定義を明確にする必要があると考えており、これまでの議論は、建設工事受注動態統計を出発点としているため、失敗しないことに焦点があるが、改善に向けた議論の内容もマニュアルの中にきちんと反映さ

せていくことが重要だと思う。統計の研究をするとマニュアルというとCPIのマニュアルとかSNAのマニュアルというものを考えるが、統計のマニュアルというものと業務マニュアルの区分があるとすれば、本来の統計の品質をしっかりと確保していくマニュアルがある一方、今回のようなデータの収集や異常時処理なども含む処理プロセス、保管のプロセス、集計のプロセスなど業務の担当者のためのマニュアルがあると思う。このようにトップが読むマニュアルと、業務担当者用のマニュアルという両輪があって初めて公的統計というものがしっかりと永続的に品質が確保できると思うので、マニュアルの定義を明確にするなどして、提言をまとめていただきたいと思う。

- 誤解がないようにマニュアルの概念をレベルがいくつかあるということを含めてどう記述できるか考えたいと思う。
 - ・ 4 ページの2の対策について記述してほしい内容として、1つは、変更を管理し、その変更点をマニュアル、手順書に反映すること、2つめは、反映された結果の影響の波及という意味で、参照している別の手順書の更新を忘れないようにすること、参照しているマニュアルの担当が別だと、更新を忘れて、それが食い違いのもとになるので、その点も確認するというを記述していただきたい。
- 変更の時に忘れてはいけない管理ポイントだと思うので、どのように書き込めるか工夫したい。
 - ・ 17 ページの5の対策の業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応について、その内容を、専門知識を有している者と相談すべき内容なのか、仲間内で対応できる内容なのかに区分を明確するようにお願いしたい。その際、その対応を振り返る時間を設けて、新しいマニュアルに反映していくことが重要。もう1点は、22 ページの表7-1のところ、60 件の誤りが発見されているが、PDCAを回すためには、その誤りが発見されるべき時点で発見できるようにすることが重要。最後に、11 ページの表1-3のところ、平均と中央値に差があるので正規分布していないのではないかと思う。この表の割合の区分の一番右側は「10 頁超」欄ではなく、「500 頁超」という列を作ってはどうか。
- 最後の御指摘は工夫する。2点目の御指摘は、プログラム誤りは試行の段階での検査や完成検査などで発見されるべきものであり、こういったものは手順上のエラーであるが、公表された結果が誤っていることをユーザーから指摘を受けるといった場合は、そういうものではないので、その当たりの区分をすべきという趣旨でどう書き込めるか検討したい。
- 60 件の誤りは、いずれも公表後に発見された誤りである。ヒヤリハットの事例も把握したが、件数は少ない。
- そうであるならば、発見されるべき時点が決まっているのに、なぜ発見されなかったのかを明確にした方がよい。

(ウ) 対策の4～6

事務局から資料2-2「これまでの会合で整理してきた意見について」、2-3「報告書のとりまとめに向けて」【4】を用いて、対策の4～6の説明を行った。なお、委員等から特段の意見はなかった。

(エ) 対策の7、8

事務局から資料2-2「これまでの会合で整理してきた意見について」、2-3「報告書のとりまとめに向けて」【4】を用いて、対策の7、8の説明を行った。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 21 ページの対策の7について、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においては「デジタルトランスフォーメーション（DX）」という言葉が使われている。個人的には「デジタル化の推進」という表記で違和感はないが、政府、総務省の言葉づかいの中で「デジタル化」でよいのか、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」としたほうがよいのか確認したい。

また、e-Surveyを進めることについては適切なオンライン調査の推進の上で重要だと思うし、併せて、e-Statの充実というのも重要なポイントだと思う。e-Statは、統計データをユーザーに提供しているものだが、そのユーザーから意見を受けることで、統計の改善のヒントが得られることがあると考える。e-Statの双方向性を活かすことで、統計作成プロセスに好影響をもたらすことができるのではないかと思う。そのため、発信だけでなく、受信の意味も含めたe-Statの充実によって、公的統計の品質向上につながるというニュアンスが盛り込まれるとよいのではないかと思う。

また、23 ページの8の品質優先の組織風土のところであるが、地理的に困難な自治体等もあるので、新型コロナの感染が終息してもオンライン研修の充実も重要である。

最後に、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の両方が配置されているものの割合は16%程度で、配置が難しいという点が明らかになった。もっと資格取得者を増やすためには、インセンティブも重要と考える。

→ 御意見を踏まえ、今回提示した案が十分かどうか検討する。

(3) その他

- 座長から、本日いただいた意見を踏まえ、統計委員会にとりまとめの方向性を示し、統計委員会の意見も踏まえた段階で、私が事務局と相談して、報告書の文案を整理したい、その際は、メール等で適宜相談させていただきたい旨の発言があった。
- 事務局から、次回の日程については、8月上旬に開催する方向で、各構成員の皆様の日程を調整した上で、改めてお知らせする旨発言があった。

以上